



水戸市マスコットキャラクター **みとちゃん**

水戸市工業振興支援事業

新製品・新技術開発事業のご案内

1 補助対象者

市内に事業所を有し、製造業または情報通信業（ソフトウェア開発業等）を営む中小企業者

2 補助対象となる事業

新製品・新技術の開発を行う事業

例：新たな製品や技術を開発しリリースするために係る事業

※研究開発の主要な部分が自社開発である必要があります。

※開発した最終成果物の製品化及び実用化を目的としたものを対象事業とします。

3 補助金の対象となる経費

①原材料の購入又は機械設備もしくは工具の購入若しくは賃借に係る経費

②機械又は工具の試作又は改良に係る経費

③外部の者に行わせる加工に係る経費

④技術指導の受入れに係る経費

⑤開発に係る人件費（情報通信業（ソフトウェア開発業等）のみが該当）

※人件費については、清算時に従事者別の作業日報と賃金の詳細が分かる書類が必要になります。給与・報酬等の支払が確認できない場合は補助対象になりません（給与振込明細等）。

※申請年度中に事業を実施し、年度末（3月31日）までに経費の支払いを完了させる必要があります。

※業者等との請負契約や対象経費の支払いの前に補助申請が必要となります。

4 補助率・補助限度額

①補助率 対象経費の1/3以内

②補助限度額 100万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間3件を予定しております（先着順）。

5 申請方法

工業振興支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

①実施計画書 ②新製品・新技術の開発の内容が分かる書類の写し、

③見積書の写し ④会社の事業内容が分かるものの写し（会社のパンフレット等）

人件費の補助を申請する場合

⑤就業規則の写し ⑥賃金の規定が分かる書類の写し

⑦開発に要する人件費が確認できる書類（予定可。補助額の算出に必要。なお、補助金の清算時に交付決定額を超えて補助することはできません。）

※工業支援事業補助金交付申請書および実施計画書の様式及び見本は下記URLより取得できます。

<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020149.html>

※連続利用の制限があります。該当した場合は概ね2ヵ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。

6 申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課 商工労政係 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL 029-232-9185